

じん肺を予防するために

研削盤（グラインダ）やバフ盤で金属等を研ましたり、陶磁器を作るために原料の陶土などを粉碎したり、ふるい分けたり、混合したり又は成型、仕上げ、焼成などの作業では、金属、といし、陶土等から細かい無機性の粉じんが発散します。

このような粉じんを長期間吸入すると、徐々に肺の組織が影響を受け、肺に粒状の結節ができます。この症状をじん肺と呼んでいます。

家内労働法及び家内労働法施行規則では、じん肺を予防するために、委託者、家内労働者又は補助者が、それぞれ行わなければならないことや守らなければならないことについて、次のように定めています。

1 委託者が講じなければならない措置

- (1) 委託している業務に関して、粉じんを発散する原材料を家内労働者に提供している場合には、じん肺を予防するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付しなければなりません（この書面に記載する事項は裏面にありますので、これを活用して下さい）。
- (2) 満18才未満の家内労働者や補助者が、無機性粉じんを著しく発散する場所において、業務に従事することとなるような委託をしないように努めなければなりません。

- (3) 家内労働者及び補助者が、じん肺の予防のために、局所排気装置その他の設備を設置しようとしたり、健康診断を受診しようとするときには、必要な援助を行うよう努めなければなりません。

2 家内労働者及び補助者が守らなければならない事項

- (1) 委託者から、じん肺を予防するために必要な注意事項を記載した書面（例えば裏面）を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るように努めなければなりません。

- (2) 満18才未満の者は、無機性粉じんを著しく発散する場所で業務に従事しないように努めなければなりません。
- (3) 屋内の作業場で、研ま材を使用して動力により研まする業務では、局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備を設けるよう努めなければなりません。

局所排気装置とは、粉じんが発生する箇所から、粉じんを動力によって直接作業場の外に排出する装置です。

- (4) 粉じんが発散する場所で業務に従事する場合、局所排気装置のないときは、国家検定を受けた防じんマスクを使用しなければなりません。

家内労働法についての御相談は下記へ。

労働局 労働基準部

労働基準監督署

粉じん作業の心得

長い期間粉じん作業に従事していると、粉じんが肺に入り、じん肺になることがあります。

じん肺になると、息切れがする、どろきがする、せきやたんがでる、胸が痛くなるなどの症状が現れます。また、肺結核等の合併症にもかかりやすくなります。

このようなじん肺を予防するために次のことに気をつけましょう。

- 一 局所排気装置等を設置するか、国家検定を受けた防じんマスクを使用すること。
- 二 定期的に、できるだけひんばんに作業場を電気掃除機を使って清掃すること。
- 三 水をまくなどして、粉じんの発生をおさえること。
- 四 粉じんが飛び散る場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。
- 五 風上で作業を行うこと。
- 六 定期的にじん肺健康診断を受けること。